

北本自然観察公園における利用料金の額について

2025年3月30日

写真の撮影に関する料金を2025年5月から改定しますので、お知らせします。

埼玉県都市公園条例第9条第1項 に掲げる行為の種類		単 位		金 額
		数量	期間	
第1号の物品の販売、興行その他の の営業行為		1 m ²	1 時間	4 円
第3号の撮影	写真の撮影※	1 件	1 時間	(2025年4月まで) 1 0 5 円 (2025年5月から) 1 1 0 0 円
	映画等の撮影	1 件	1 時間	3 7 0 0 円
第4号の競技会、集会、展示会、 博覧会その他これらに類する催し		1 m ²	1 時間	3 円
第6号の広告 物の表示	大型映像装置によ る広告	設定なし		
	その他の広告	設定なし		

- ・ 利用料金の減免は、国または地方公共団体が主催または共催する場合に限り全額免除、国または地方公共団体が後援する場合には半額免除とする。
- ・ 第3号の撮影に関して、利用者に同行する業としての行為は申請の対象とする。施設の設置目的に沿った広報のための撮影については、申請の対象としない。
- ・ 利用申請の受付開始日は、原則として、利用したい月の3ヶ月前の1日（埼玉県自然学習センター閉館日にあっては翌開館日）からとする。

※写真の撮影に関する料金の改定については、周知期間を令和7年4月1日からの1ヶ月間とし、令和7年5月1日から新料金を適用します。